

社団法人日本CATV技術協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、社団法人日本CATV技術協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置き、従たる事務所を必要な地に置く。

(目的)

第3条 本会は、CATV施設に関する調査研究を行うとともに、CATV施設の設置及び維持に係る技術の向上及び普及を図ることによって、CATVの健全な発達普及を促進するとともに、テレビジョン電波の良好な受信環境の実現を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) CATV施設に関する調査研究
- (2) CATV施設の技術に関する調査研究及び開発
- (3) CATV施設に関する標準規格の策定
- (4) CATV施設の技術に関する講習会、研究会、講演会等の開催
- (5) CATV施設に係る技術者等の養成
- (6) CATV施設に関する雑誌、図書等の発行
- (7) CATV施設の申請手続等に関する指導
- (8) 建造物によるテレビジョン電波受信障害その他テレビジョン電波の受信に関する調査及び技術相談
- (9) 前各号の事業に附帯する事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとして入会した個人又は法人

(入会)

第6条 本会の正会員又は賛助会員となるには、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費の種類、金額、徴収方法等は、総会の議決を経て別に定める。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、書面をもって理事長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、出席会員の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

ただし、その会員に弁明する機会を与えなければならない。

(1) 会費を1年以上納入しないとき。

(2) 本会の目的に反する行動をしたとき、又は、本会の名誉を傷つける行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第11条 本会に、次の役員をおく。

(1) 理事35名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、8名以内を副理事長とする。

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の議決に基づいて会務を執行する。

4 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第15条 役員が次のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

(役員報酬)

第16条 役員は、報酬を受けない。ただし、常勤の役員は総会の議決を経て別に定めるところにより、報酬を受けることができる。

(顧問及び相談役)

第17条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった役員のうちから理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項に関して理事長の諮問に応ずる。

4 相談役は、本会の運営に関して理事長の諮問に応ずる。

5 顧問及び相談役の任期は、第14条第1項の規定を準用する。

(事務局)

第18条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に職員を置き、理事長がこれを任免する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。

(権能)

第21条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定又は変更

(2) 事業報告の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 理事会として総会に付議する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかの場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき。

(2) 正会員の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(3) 民法第59条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3 理事会は、次のいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事の3分の1以上の者から請求があるとき。

(招集)

第23条 会議は、前条第2項第3号に定める場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第2号又は第3項第2号に定める場合には、請求の日から30日以内に招集しなければならない。

3 会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前に通知しなければならない。ただし、理事長が緊急に理事会を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選任する。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第25条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 構成員の現在数

(3) 会議に出席した構成員の数又は氏名（書面による表決者及び表決の委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選出された議事録署名人2人が署名しなければならない。

第5章 規格・標準化委員会

(規格・標準化委員会)

第29条 本会に、第4条第3号の事業を行うため、規格・標準化委員会を設ける。

2 規格・標準化委員会には協会の会員以外の者の参加を認める。運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 資産は、理事会の議決に基づいて理事長がこれを管理する。

2 理事長は第4条第1号から第5号までの事業並びにこれら事業に附帯する公益事業の継続的かつ安定的な実施を確保するため、総会の議決を経て資産の一部を基金とすることができる。

3 基金は、特定の資産として、安全、確実な方法で管理しなければならない。

4 理事長は、本会の事業運営上、重大な資金の不足が生じたときは、総会の議決を経て、基金を取り崩すことができる。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画、収支予算及び決算)

第33条 本会の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経てこれを定め、収支決算は、毎事業年度終了後、その年度末における財産目録及び貸借対照表とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。ただし、事業計画及び収支予算を当該事業年度前に定めることができない場合は、理事会の議決によることを妨げない。この場合、当該事業年度の通常総会において承認を得るものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、通常総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(業務の報告)

第35条 理事長は、毎事業年度末までに翌事業年度の事業計画及び収支予算を作成し総務大臣に提出しなければならない。

2 理事長は、毎事業年度開始後3月以内に、次の書類を作成し、登記簿の謄本を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

- (1) 前事業年度の事業報告書及び収支決算書
- (2) 財産目録
- (3) 会員名簿及び会員異動状況報告書

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ総務大臣の認可を受けて、変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第37条 本会は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意を得、かつ、総務大臣の許可を受けて解散することができる。

2 解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、総務大臣の許可を受けて、類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第38条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で別に定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 本会の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによることとし、その任期は、昭和51年3月31日までとする。

2 本会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立当初の事業年度は、この定款の定めにかかわらず、設立許可の日から昭和51年3月31日までとする。